

資料 2

改正農地法等を踏まえた農地基本台帳の整備について

平成 22 年 4 月 20 日
平成 22 年 6 月 18 日改訂
全 国 農 業 会 議 所

1. 農地基本台帳をめぐる情勢について

農地基本台帳は、農業委員会交付金事業実施要領（昭和 60 年 11 月 20 日付け 60 農経 A 第 1141 号農林水産省事務次官通知）に基づき、「農業委員会が法令事務を処理するに当たり必要な資料」として全農業委員会で整備することとされている。

農地基本台帳整備は、昭和 34・35 年において各市町村における農業振興計画の樹立および実施の推進等にかかわる事務を的確かつ迅速に処理するため、また農政活動の基礎資料とするため、補助事業により全市町村農業委員会に「農家基本台帳」の名称で整備されたことが始まりである。

昨年 12 月 15 日の改正農地法等の施行に伴い、農地の権利移動規制の見直しがされる一方、農地の適正利用を担保するための措置（利用状況報告と勧告・許可取り消し）が法制度に位置付けられた。また、農業委員会は、遊休農地に関する措置として、年一回の農地の利用状況調査と調査結果を踏まえた遊休農地の所有者等に対する指導を行うことが義務づけられた。

今後、農業委員会における法令事務については、これまでの入口規制（許認可）に加え、出口規制（事後監視）にも重点を置いた対応が求められる。

そのため、農林水産省は、平成 22 年 3 月 31 日に「農業委員会交付金事業実施要領」と「農業委員会交付金事業の実施について」を改正し、これまでの区域内の農家単位で農機具、施設、経営農地、貸付地の保有状況等を管理するいわゆる「属人台帳」から、区域内の全ての農地の利用状況等を管理するいわゆる「属地台帳」に変更した。

2. 農地基本台帳の管理項目の変更点について

(1) 管理項目の範囲

(旧) 農業委員会の区域内の農家（都府県にあつては 10 a 以上、北海道にあつては 30 a 以上の農地につき耕作の業務を営む世帯単位）

(新) 農業委員会の区域内のすべての農地及び採草放牧地

(2) 具体的な管理項目

(旧) 世帯員及び就業、営農の状況、土地総括表、経営農地等の筆別表、貸付地の筆別表（農地・採草放牧地）

(新) 基本的事項（所在、地番、地目、所有者氏名、借受者氏名等）、農地等の賃貸借等の設定の状況、納税猶予の適用状況、農地の利用状況調査結果、遊休農地の措置の状況、その他（仮登記の設定等）

3．農地基本台帳整備に関する留意点について

(1) 基本的な考え方

農地基本台帳の管理項目の変更に伴い、農業委員会交付金事業上は、これまで農家世帯毎に管理してきた項目（世帯データ）について入力・管理する必要がなくなった。

しかし、農地法の許可や農業委員会委員選挙人名簿の調製といった農業委員会の業務を円滑に執行していくためには、世帯データの活用が不可欠である。

このため、農地基本台帳は新たに追加された管理項目とあわせて、引き続き、区域内の農家世帯毎に世帯データを含めて管理を行っていくことが重要である。

なお、市町村を越えて経営農地を有する者については、出作（他市町村での借り入れ農地）区域内の農業委員会において新たに農地（属地）管理を行うこととなったが、生活や経営の本拠のある区域内の農業委員会においてもこれまでどおり世帯（属人）管理を行うこと。

(2) 農地基本台帳の電算化システムの改良と補助金の活用

農地基本台帳は約8割の農業委員会においてすでに電算化されており、管理項目の変更に伴い、農地基本台帳の電算化システムの改良が必要となる。

そこで、農業委員会は、今回の電算化システムの改良について、農業委員会等に措置されている農地制度実施円滑化事業費補助金のなかで補助対象とされているため、早急に、システム開発業者と打合せを行い、必要経費を見積もるとともに、都道府県に対し予算の交付申請を行うこと。また、農地制度実施円滑化事業費補助金は、システムの改良だけでなく、新たな管理項目の把握のための調査や、データ入力などの経費も支出できるので、こうした経費も交付申請すること。

なお、電算化システムの改良にあたっては、上記(1)の考え方にに基づき、農業委員会は、これまでの世帯毎の管理項目の削除は行わず、新たに管理が求められる項目の追加のみを行うようシステム開発業者に対し指示すること。

(3) 10a未満（北海道は30a未満）の農地等所有者の把握

新たに管理が求められる10a未満（北海道は30a未満）の農地等所有者の把握を行うためには、固定資産税台帳との照合が効果的である。このため、市町村内の関係部局（税務課等）と調整し、データ照合の仕組み（条例等のルール）づくりを行う必要がある。

特に、関係部局との調整にあたっては、新しい農地基本台帳が、管内の全ての農地等の所有者・借受者、利用状況等を管理するものであり、市町村にとっても今後の農地行政を展開するうえで有効な手段となることを強調し、農地基本台帳の整備の必要性を認識してもらうことが重要である。

なお、紙台帳で管理している場合は、台帳の筆頭に「世帯員及び就業」が書かれている形式を活用しても差し支えない。

(4) 農地の利用状況調査結果、遊休農地等の指導状況の反映

新たに管理が求められる農地の利用状況調査結果や遊休農地の措置の状況については、電算化システムの改良や紙台帳の修正が完了する間、経営農地等の筆別表の備考欄や、簡易な管理表を活用して、農地の利用状況調査の調査年月日、遊休農地の指導状況などを記載し管理すること。

(5) 相続等の届出の記載

新たに管理が求められる相続等の届出の記載については、届出をしたことにより権利取得の効力を発生させるものではないので、届出があった旨を所定の枠に記載するのみにとどめ、所有者（賃借権の取得であれば利用者）を書き換ええないこと。

(6) 出作情報の把握

農業委員会は、出作情報（他市町村での借り入れ農地の情報）について、都道府県農業会議の支援や隣接する農業委員会との連携など、情報交換を密にして正確な経営面積を把握できるよう努めること。

(7) 世帯員及び就業状況の把握

定期的に住民基本台帳との照合ができよう、市町村内の関係部局（住民課等）と調整し、データ照合の仕組み（条例等のルール）づくりを行い、正確な世帯情報の把握に努めること。

また、親族と住居及び生計を一にせず、かつ、親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の二親等以内の親族については、世帯員及び就業の備考欄に氏名と住所等の必要事項を記載するなど管理に努めること。

(8) 農地基本台帳の補足調査の実施

多くの農業委員会においては、農地基本台帳の補足調査を毎年8月1日現在の小作地の所有状況調査（いわゆる8・1調査）に代えて実施してきている。

農地基本台帳は、農業委員会交付金上で常に使用できる状態にしておかなければならないこと、農地法の許可や農業委員会委員選挙人名簿の調製といった業務を円滑に行うために有効なデータであること - から今後とも補足調査を実施すること。

(9) 農地基本台帳の点検および補正を実施するための規程の変更

現在、農業委員会では、改正前の「農業委員会交付金事業の実施について」に基づく農地基本台帳の点検および補正を実施するための規程が整備されているが、今回の改正を踏まえ、従来の規程を変更する必要がある。

このことを受け、全国農業会議所では、別紙のとおり変更した規程（例）を作成したので、これを参考に、規程の変更を進めること。

(別紙)

農地基本台帳点検等実施規程(例)

年 月 日
農業委員会

(目的)

第1条 この規程は、農業委員会(以下「本委員会」という。)が整備する農地基本台帳の適時・適切な情報の更新を図るため、その記載内容の点検及び補正(以下「点検等」という。)に関する事項を定め、もって本委員会の法令業務の適正かつ円滑な処理及び本市の農業振興に資することを目的とする。

(点検等の対象となる事項)

第2条 農地基本台帳の点検等は、「農業委員会交付金事業の実施について」(昭和60年11月20日付け60農経A第1142号農林水産経済局長通知)の記の第1の1に定める記載事項について、本委員会の区域内において該当する全ての農地および採草放牧地を対象に実施するものとする。

(定期的な点検等の実施等)

第3条 本委員会は、毎年、月から月までの間に農地基本台帳の点検等を実施するものとする。

2 前項の点検等は、農業委員会委員選挙人名簿調製のための申請書の審査及び選挙資格の調査並びに次項による調査を通じて把握した情報に基づき実施するものとする。

3 農地基本台帳の記載事項のうち、農業委員会委員選挙人名簿調製のための申請書の審査及び選挙資格の調査によっては情報を把握することができないものについては、別途、調査を実施するものとする。

4 農地基本台帳の記載事項のうち、農地法第30条第1項、第2項及び第31条第2項に基づく農地の利用状況調査、遊休農地の措置の状況については、農地の利用状況調査の実施後に把握した情報に基づき整理するものとする。

(固定資産課税台帳等のデータとの照合)

第4条 前条による点検等のほか、農地基本台帳の記載事項のうち世帯及び農地等所有者の状況については、毎年1回以上、固定資産課税台帳及び住民基本台帳との照合を行い、その結果を反映するものとする。

(随時補正の実施)

第5条 第3条による点検等及び前条による照合のほか、農業委員会の日常的な事務処理や農業委員の活動等を通じ、農地基本台帳の記載内容を補正する必要がある場合には、その都度、速やかにこれを反映するものとする。

(農地情報の共有化のために提供した情報等の管理)

第6条 農地情報の共有化のために地域担い手育成総合支援協議会(担い手育成総合支援協議会設置要領(平成17年4月1日付け16経営第8837号経営局長通知)第1の3の(2)のウに基づく都道府県知事の承認を受けた地域担い手育成総合支援協議会をいう。)に対し農地基本台帳に整備した情報を提供した場合等には、情報の利用目的、提供した情報の内容等を整理し、適切な管理を行うものとする。

(点検等の実施管理)

第7条 農地基本台帳の点検等の適正な実施を確保するため、その実施状況を管理する者を置き、当該者に農業委員会事務局長を充てるものとする。

附 則 この規程は、年 月 日から施行する。

農地基本台帳の管理項目変更のポイント

農地法改正

農地基本台帳に関わる改正点

農地を利用できる者が拡大
解除条件付賃貸借に限り「農業生産法人以外の法人」「農作業に常時従事しない者」が農地を利用可能になる。

利用状況の報告義務
適切な農地利用が行われない場合に農業委員会が勧告、許可の取消等の対応

相続等の届出
相続等で農地の権利を取得した者は農業委員会に届出する。

利用状況調査の実施
農業委員会は年に1回、管内の農地の利用状況を調査する。

遊休農地への対応
遊休農地への指導 通知 公告 勧告を農業委員会が一括して行う
指導対象農地は「1年以上にわたって耕作がされてなく、今後も耕作されないと見込まれる農地」等。
指導に従わない場合は通知
所有者等が計画書の提出
計画書が不適切な場合等は勧告

賃借料情報の提供
標準小作料制度が廃止され、農業委員会は実勢借賃に基づく賃借料情報を提供する。

管理項目の追加

解除条件付き賃貸借で参入した者への対応

利用状況報告の管理
適切に農地を利用していない場合の勧告 許可の取消の履歴管理

相続等の届出への対応

相続等の届出記録を管理 (届出日、届出者 届出事由、あっせんの希望、等)
相続の届出に対応して、農地所有者の変更は行わない。あくまで、届出があったことを管理。

利用状況調査への対応

利用状況調査の記録を管理 (調査日、結果)

遊休農地への対応

遊休農地への対応 (指導状況、通知、勧告等)の履歴管理

10アールあたり賃借料

金額を管理

納税猶予の適用状況

相続税納税猶予、贈与税納税猶予の有無
納税猶予制度上の分類

仮登記の設定状況

仮登記設定日、仮登記権者

農地基本台帳システムのバージョンアップにおける補助事業の活用について

農地法改正にともなう上記管理項目の追加
(システムのバージョンアップ費用)
情報把握のための調査や追加項目の入力
(調査経費、入力作業を行う補助員の人件費)

農地制度実施円滑化事業費補助金

従来からの管理項目の整備費 (権利移動による書き換え等)

農業委員会交付金

農業委員会交付金及び都道府県農業会議会議員手当等負担金関係質疑応答

農業委員会交付金関係

問1 農業委員会交付金事業実施要領（以下「交付金要領」という。）第3の2の(2)及び(3)が新たに規定された趣旨如何。

（答）

- 1 普通地方公共団体の各種委員会の委員報酬については、地方自治法第203条の2第2項の規定により、原則として勤務日数に応じて支給するとされ、条例で特別の定めをした場合はこの限りでないとしている。
- 2 当該条項の例外規定に基づき、農業委員の報酬について条例で月額報酬を定めている市町村も多いと思われるが、当該条項の原則に照らせば、委員報酬がその活動実績に見合わないものとなっている場合には、できる限り活動実績に応じた支給となるよう見直すことが望ましいのではないかと考える。
- 3 このため、農業委員会交付金の委員手当については、委員の活動実績に応じて（当該交付金の範囲内で）適切に支給されることとなるように、交付金要領第3の2の(2)及び(3)の規定を追加したところである。

問2 農業委員の手当に関する条例において、手当額を月額又は年額として定めている場合、委員手当を交付金要領第3の2の(3)のなお書の「日額又は時間給」により支給するためには、当該条例を改正しなければならないのか。

（答）

- 1 交付金要領第3の2の(3)の規定によれば、農業委員会交付金により農業委員の手当を支給する際には、「市町村が定める委員手当に関する諸規程」において、日額又は時間給の単価を定め、活動実績に応じて支給する必要がある。
- 2 これは、農業委員会交付金から農業委員の手当を支給する場合に適用されるものであるが、必ずしも農業委員の報酬一般に関する条例の改正までを求めるものではない。
- 3 農業委員会交付金から支弁する委員手当については、条例の規定に関わらず、市町村が日額又は時間給を定めた上で、活動実績に応じた支給となるよう整理されたい。

問3 農地基本台帳の整備に係る経費について、交付金を利用できる部分と補助金を利用できる部分は、どのようにすみ分けされているのか。

（答）

別表を参照されたい。

問4 交付金から委員手当を支給されている農業委員が、農地制度実施円滑化事業費補助金（以下「補助金」という。）において支援対象となっている法令事務に従事した場合、当該補助金から手当を支出することはできるのか。

（答）

- 1 交付金は農業委員会の活動における基礎的な経費を対象とするものであり、補助金は農地法に基づく個々の法令事務の処理に必要な経費を支援するものである。
- 2 したがって、補助金の支援を受けた活動を、交付金による活動と明確に区分し、それぞれに業務日誌等で活動内容が明らかになっていれば、双方から農業委員への活動に対する手当を支出することは可能である。

都道府県農業会議会議員手当等負担金関係

問5 都道府県農業会議会議員手当等負担金（以下「負担金」という。）から職員給与費を支給されている都道府県農業会議職員が、農地制度実施円滑化事業費補助金実施要領（以下「補助金要領」という。）別記3の第1に規定する事業に従事した場合、補助金から賃金を支出することはできるのか。

（答）

負担金から職員給与費を支給されている都道府県農業会議職員が、当該負担金事業の対象となる法令事務とは別に、補助金要領別記3の第1に規定する事業に従事した場合には、業務日誌等でその活動内容を明確に区分すれば、補助金の支援対象とすることは可能である。

農地基本台帳の整備に当たっての交付金と補助金の補助対象経費の住み分け

本事業は、農地基本台帳の整備事項の追加・変更に伴い新たに発生する業務、システム改良等に必要な費用を補助対象とする。一方、農業委員会交付金は、農地基本台帳の初度的整備のための費用を対象とする。

No	システム整備にあたって必要と想定される項目	交付金	補助金	備考
1	農地基本台帳整備準備委員会の開催 (台帳の整備方法の検討・書式の決定)		×	
.2 - 1	紙台帳の電子化		×	
.2 - 2	既に電子化された台帳の仕様の変更	×		既存の台帳システムを処分制限期間(5年)内に処分する場合、補助金返還が必要となる。
3	農地情報の調査	定期的な点検のための調査	×	
		台帳項目変更に伴う調査	×	
4	3の調査で収集した農地情報の入力 (耕作者・農地・権利移転の履歴等)	定期的な入力作業	×	
		台帳項目変更に伴う入力作業	×	
5	農地情報の確認 (住民基本台帳等との照合システムの整備を含む)	×		既存システムを処分制限期間(5年)内に処分する場合、補助金返還が必要となる。
6	地域担い手協議会等への情報提供		×	情報提供にあたっては、個人情報保護条例等に留意し、適切な情報管理を行うこと